

特別試験研究費税額控除制度について

1. 概要

企業等が、森林総合研究所等と資金提供型共同研究（企業等が、森林総研が担当する研究費の一部又は全額をご負担いただく共同研究）又は委託研究を行った場合「特別試験研究費税額控除制度」を活用することができます。

特別試験研究費税額控除制度とは、大学や国の研究機関、また他企業等との共同研究及び委託研究等に要した試験研究費の額に一定の控除率（20%、25%または30%）を乗じて計算した金額を、当該事業年度の法人税額から控除できる制度です。なお、その上限額は、総額型税額控除制度による控除額とは別枠で、法人税額の10%相当額となります。

2. 事務手続き

特別試験研究費税額控除制度の適用を受けるためには、費用の分担やその明細など所定の事項をあらかじめ契約書に記載しておくこと、また、特別試験研究費の額について、森林総合研究所の認定を受けることなど一定の手続きが必要になりますので、契約を締結する前にご相談ください。

また、特別試験研究費の額の認定を受けようとする場合には、所定の様式による申請が必要となりますので、同様にご相談ください。

担当：森林総合研究所 企画部研究管理科 共同研究・受託研究窓口

メールアドレス：ffpri-otherpro@ffpri.go.jp

【参考】研究開発税制

企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から試験研究費の額に税額控除割合（1%～14%）を乗じた金額を控除できる制度です。ただし、法人税額に対する控除上限があります（一般型と呼ばれる本体部分は、法人税額の原則25%）。

特別試験研究費税額控除制度は研究開発税制の制度の一つです。

（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html